

第二十八回国 参議院運輸委員會會議録第十六号

昭和三十三年四月一日(火曜日)午前十一時四十二分開会

委員の異動

三月二十七日委員井村徳二君辞任につき、その補欠として酒井利雄君を議長において指名した。
三月二十八日委員酒井利雄君辞任につき、その補欠として井村徳二君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

- 委員長 天田 勝正君
- 理事 江藤 智君
成田 一郎君
三木與吉郎君
大倉 精一君
- 委員 植竹 春彦君
平島 敏夫君
柴谷 要君
中村 正雄君
松浦 清一君
高良 とみ君
市川 房枝君
岩間 正男君

本日の会議に付したる案件
○航空法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(天田勝正君) これより運輸委員會を開会いたします。

○委員(天田勝正君) 三月二十七日委員井村徳二君辞任、酒井利雄君補欠、三月二十八日酒井利雄君辞任、井村徳二君補欠、両選任されました。

○委員長(天田勝正君) 次に、航空法の一部を改正する法律案を議題といたします。

御質疑のおありの方は、順次御発言をお願いいたします。

○岩間正男君 この前の委員会におきまして、航空法の改正の問題と関連して、二、三の重要点をお伺いしたものであります。その中で、どうしてここで明らかにしてほしいことは、現在の日本の空の主権がどこにあるか、これと関連して日本の航空交通管制がどうなっているのか、具体的に申しますと、米軍が日本にたくさんの軍事基地を持つておる。その中で航空機を発着させているわけですが、それとの関連におきまして民間航空の問題もいろいろ影響を持つたらうと、こういうような点からこの問題を明らかにすることは、このたびの航空法改正の問題を論議するに非常に重要だ、こういう観点から御質問を申し上げておるわけでありませう。

○委員(天田勝正君) 岩間君、ただいまの御質問はアメリカ局長に……
○岩間正男君 それはアメリカ局長で……

○政府委員(森治樹君) 条約局長が外務委員会の方に出しておりますので、便宜からお答え申し上げます。一國の領空に対する権利というものは、当然その領空下にある國の主権に属することでございます。従いまして、日本におきましては当然日本が領空に対する排他的な主権を有しておるわけでございます。しかしながら、日米の間におきましては、御承知のように安全保障条約が締結されておりますので、この条約との関連におきまして航空法の特例等のあることはすでに御承知の通りでございます。すなわち安全保障条約におきましては、第二条におきまして、第三國の軍用機が日本に参ります場合には、米軍の許可を要することになっております。また民間航空と申しますのは、防空の責任等との関連におきまして密接不可分の關係にありませうので、昭和二十七年に日米間において民間航空等に関する取扱について合意を見ておることには、御承知の通りでございます。

○岩間正男君 主権の存在は、これは

○政府委員(森治樹君) これに関連い

たしましては、第一に、米軍に対しては施設を供与するわけでございます。第二、第三等がアメリカ側に提供いたします施設に関する規定でございます。

○岩間正男君 それでは第三条についてお伺いしたいのですが、第三条「合衆國は、施設及び区域内において、それらの設定、使用、運営、防衛又は管理のため必要な又は適当な権利、権力及び権能を有する。合衆國は、また、前記の施設及び区域に隣接する土地、領水及び空域又は前記の施設及び区域の近傍において、」前記の施設及び区域への出入の便を図るのに必要な権利、権力及び権能を有する。」後略、というふうな、非常に難解な条文で書かれておるのでありますが、この精神をあなたたち、かいつまんでどういふところにあるか、この点明確にして下さい。

○政府委員(森治樹君) 安全保障条約におきましては、日本としては、國を防衛するため兵力を持たない、従つて、日本に米軍が日本國の防衛のために駐兵する権利を認めるといふ建前になつておるのでございます。従いまして、この駐兵に伴いまして、米軍が必要とする施設を日本側で提供することになつておるのであります。しかしその提供する条件、すなわち日本における米軍配備の条件というものは、安全保障条約第三条によつて、行政協定にゆだねられておるわけでありませう。そこで、この行政協定におきま

○岩間正男君 行政協定の条文を明らかにして、もつと明細に説明してほしいと思ひます。

○政府委員(森治樹君) 米軍の航空機等の日本の飛行場等に対する出入の権利が、行政協定第五条に規定せられておるところでございます。

○岩間正男君 五条だけですか。これは出入りの問題ですが、空を使う権利、そういうものについてももう少し明瞭に行政協定内における関連事項をもつと明確にして下さい。第五条だけということでは非常に不十分ではないかと思ひます。

○政府委員(森治樹君) これに関連い

して、米軍配備の条件を規定してありまして、その第二条によりまして、米軍に安全保障条約の目的を達成するた

め、「施設及び区域の使用を許すこと」等に同意いたしましたして、そうして第三条におきまして、これら提供せられた施設等に対する米側の権利の内容を規定してある次第でございます。

○岩間正男君 どうも抽象的な説明になるのですが、具体的に言いますと、一体この施設、区域という中に日本の空は入るのかどうか。入るとすればどの範囲まで入るのかどうか。どうもこの条文の中では非常に不明瞭であります。それから、この条文の中で「隣接する土地、領水及び空周又は前記の施設及び区域への出入の便を図るのに必要な権利、権力及び権能を有する。」というのでありますが、そうすると、この区域、施設というものの範囲が明確にならないと空の問題が明確になつてこないのではありませんが、これは施設、区域の中に空は入るのでありますか、入らないのですか。

○政府委員(森治樹君) この施設の範囲につきましては、行政協定第二条に基きまして、米軍との間に提供される施設の具体的細目を規定した一つの了解があるわけでございます。この第三条の空周は、先ほど私が申し上げました日米間の了解の中には何ら言及されおらない次第でございます。そこで、この空周というものがどういう意味かということでございますが、この空周というものは、地上の施設を米軍が利用する際に、直接間接の影響のある空周を申しておるのでありますして、

一般的なもの施設上の領空とか、そういう意味ではなくわれわれは解釈してある次第でございます。

○岩間正男君 そうしますと、まあ私のお聞きしているのは、施設、区域の中には日本の空、領空——一部分が全部かそれはわかりませんが、それは入るのかどうか、この点のお答えがないわけですね。どうも今のあなたたちの解釈もなかなか明瞭を欠いている点があるし、どのようにも解釈されるようなきらいがなきにしもあらずだというように考えられるのですが、具体的にいつて、こういう条文をあなたたちは研究されたと思ふ。これは現実とすいぶん遠い意味においても問題になつたわけ

です。行政協定が今から六年前ですか、これが国会の審議にはかけられなかつた。しかし、実際には安保条約といふような、あんなみくんだり半みくたないものを作つておいて、原則だけ作つておいて、一切の具体的なものは行政協定にまかす、しかも、これが当院の院議にはかけられなかつた。しかし、これは予算委員会並びに外務委員会では相当問題にして、当時この問題について論議された。しかし、空の問題については、当時の論議を見ましても、私の記憶では、あまり明確でないのです。従つて、今日これは当然民間航空が非常に発達してきて、それから日本の空に対する軍事的脅威もこれは非常に現在問題になつてきているといふことは、アメリカでも御承知のように、原爆搭載機が今まで六回も落ちています。そうするとアメリカで、原爆搭載機がアメリカの空を動いておるならば、日本の空を動いていないというよりな保証もこれはあり得ないのじゃないか、

こういふようなことになると、いつわれわれはどのような危険にもさらされないと、そのような保証があるとは言えない。そういうことになりまして、この空の問題というのは非常に今国民の関心の的になり、また、われわれ政治家としては、この問題を明確にするということが非常に重要になつてきているのです。従いまして、これとの関連でこのように過去に結ばれたこのような行政協定によりまして、一体空の問題がどういふふう

に明らかになるかということ、これは非常に民族的課題として今重大な問題である。従つて、そういう点であなたたちの解釈を統一され、そうしてこれでの明確な態度を維持していただきたい、こういう点からお願ひ申し上げているのですが、今の問題、いかがでございますか。つまり施設、区域といふものの中に、これは空が入るのか入らないのか、まずこの点からお答え願ひたい。その条文によつて、もつとついでやつて下さい、条文の論議を。

○政府委員(森治樹君) ただいまの御説明と同じことになつて恐縮でございますが、この空周と申しますのは、米軍が地上の施設を利用いたします際に、直接間接に影響のある空周を意味しておるのであります。一般的な領空といふようなものを意味しておる次第ではないのであります。

○岩間正男君 そうすると、この空周には空は入らないとあなたはおっしゃるのですか、入るとおっしゃるのですか、どちらですか。

○政府委員(森治樹君) ただいま申し上げましたように、直接間接に地上施設を利用するために必要な限度におい

ては入るのであります。その以上には一般的な領空といふふうには広い意味においては入らないと、こう解釈しておる次第でございます。

○岩間正男君 現在飛行基地の性格は大きく変わつております。御承知のように最近の戦略体制の中では、ここにこれは原爆搭載機を発着させ、原爆基地という性格を明確にここ一兩年の間に持つて参つておるのであります。さらに、これはミサイル基地への再編といふことも課題になりつつある、こういう体制を考へるときに、空からはとんだものが持ち込まれ、そうして空からまた持ち去られる、こういうふうなウエートが非常に大きくなつてきているのです。これとの関連で、この行政協定の問題が果して現状に合ふのかどうかという点を明瞭にしなくちゃならないのです。それから現在米軍が日本の空を自由に使つておるその法的根拠は、少くともこの行政協定にあるのだと思ふれば、この行政協定そのものの内容といふものを、ここで明らかにするといふことが非常に重大なことだと思ふのと、外務当局としても、こういうことについては鋭意努力されておるとは思ふのです。もしされてないといふれば、これは非常な怠慢といわざるを得ないのであります。しかし、ただいまの御説明の範囲内では、どうもそのところが非常にぼやけています。そうすると施設、区域の中にはこの空といふものは入らないといふふうに一応考へていいのです。施設、区域に入りますその空周の一部にやはり空といふものがある、そういうふうにはこれは解釈すべきなんですか、どうなんです

か、完全なら要らなかつたわけですから、

○岩間正男君 そうしますと、この法的根拠というものは、行政協定にも一部はあるけれども、しかし、それでは非常に不十分でしょう。おそろくこれで

これは不十分だと思ふ。そういうこととて、あなたは御存じだと思ふと言ふのですが、われわれしろうとですか、よくわからぬのです。二十七年に空軍についての日米間の取りきめがある、合意に達したものがあつた、その要点は、日本の空の防衛を中心として、日本の空の管理については、これは一応アメリカ側に委託する、こういう取りきめがあつて、それが現在の法的根拠になつておるのぢやないですか。そうすると、あなたのさつきのお話によります行政協定だけにこれを求めるという事は無理なように思ふ、それが、そう解釈してよろしゅうございませうか、その点一点。それからそれと関連して、それならその取りきめ、合意といふものはどういふものか、これは何といふ名前のものか、それをここで明らかにしてもらいたい。われわれが知らないで、国民がごんごんさつきに追ひ込まれておつて、外務当局だけが知つておるといふことでは、とても空の安全といふことはわれわれ確保できないう心配を持ちますから、その点明らかにしていただきたい。

○政府委員(森治樹君) たいま岩間委員の御要求になりました昭和二十七年の日米間の合意といふものは、行政協定から申しますと、第六条に根拠を有しておる次第でございます。

○岩間正男君 それは何ですか、何か合同委員会の航空分科会か何かの話合いで、その合意、取りきめがなされたものでですか。

○政府委員(森治樹君) 御承知のように、行政協定の運営にあたります機関といたしまして、行政協定第二十六条に基きまして、日米間の合同委員会と

いふものがあるわけでございます。この下にはいろいろな専門的な事項を取り扱います下部の委員会がございませう。この委員会におきまして、日米間に合意が成立いたしましたして、それが日米合同委員会によって承認せられたのが、二十七年の日米間の合意でございます。

○岩間正男君 その内容、これはもろえませんか、お持ちですか。少くともそれが法的根拠になつておるとすれば、航空分科会の取りきめ事項……。

○政府委員(林坦君) その資料は、資料として配付いたしてございます。航空交通管制に関する取りきめでありませう。

○岩間正男君 これが一切の根拠になつておるわけですか。しかし、この問題、これはまあわれわれもばらっと拝見したのでありますが、この問題で空の主権、つまり領空権、それからそれを實際運用する管理権、こういうものがこれ一切明確になつていないぢやないですか。非常にやはりこれだけでは不十分だと思ふのでありますが、これはどうですか、どういふ見解ですか。

○政府委員(森治樹君) 先ほど申し上げましたように、一般的には領空に對する主権といふものは、その下に存在する国が主権を持つておるのであります。行政協定によつてこの領空権を制限されていなければ、当然日本國がこれを保有しておるわけでございます。しこうして、この二十七年の取りきめにおきまして、念のための規定

といたしまして、日本側が排他的な上空の空間に對する権利を所有しているといふことが記載されておる次第でございます。従ひまして、行政協定でその空間に對する主権の行使の制限といふものが特記せられておらない限りは、日本がこれを保有しておるわけでございます。しかし、行政協定でその日本の権利が一種の制約を受けておると申しますか、日本の領空に對するアメリカ側の権利が書かれておるのは、先ほど申し上げましたように第五條で、アメリカの航空機は特別にそのたびごとに運輸当局の許可なくして日本の飛行場に発着し得るといふような一連の規定が存在する次第でございます。

○岩間正男君 これが一連の根拠になつておるわけですか。しかし、この問題、これはまあわれわれもばらっと拝見したのでありますが、この問題で空の主権、つまり領空権、それからそれを實際運用する管理権、こういうものがこれ一切明確になつていないぢやないですか。非常にやはりこれだけでは不十分だと思ふのでありますが、これはどうですか、どういふ見解ですか。

○政府委員(林坦君) たいま岩間委員から説明いたしました通りでございます。

○岩間正男君 そうすると、あなたの御説明では、主権はあると、ちやうどこれは沖繩の場合をわれわれは想定すればよいと思ふ。主権はある、潜在主権はある。しかし、ほとんど空の管理権は米軍にゆだねておる。現状を見ましても、空の管理のセンターは入間川にある。入間川の了解なしに、入間川との連絡なしに、民間航空は動くことができない。これは私たちが、この前申し上げました通り、伊丹のコントロール・タワーではつきり見てきたわけでありませう。そういたしますと、實際は、主権はあるのだが、日本の空

の実権、これはやはりアメリカに握られておる、こういうことに解釈していいのですか。幾分ずつ移譲されておるといふ。しかし、依然として空の支配権は、実権はアメリカが握つておる。そういう統制下に現在日本の空は運営されておる。現状はそういうふうな思われるのでありますが、この点いかがでありますか。

○政府委員(森治樹君) 日本の航空交通管理体制等が十分まだ整備せられておらない時期において、アメリカ側にこの管理権等を日本側が委託したのであります。あくまで権利の根源は日本側にあるわけでございます。その意味におきまして、沖繩とは異なつておる次第であります。

○岩間正男君 それは、法的に幾分の違いはあるけれども、實際はどういふことか、そういう関連になつておるのではないかと、これが実情ではないか。その証拠には、なるほど管理の面においては幾分の緩和はされ、日本側への移譲はされておるが、しかし、一體最後の段階は——最後の段階といふのは、一応非常時の場合といふようなことも想定されるわけでありませうが、そういう事態が起つた場合にどういふことになるかといふことです。日本の空は、この問題とも関連しまして、先ほど申し上げました原爆塔機を日本にパトロールさせるかさせないか、こういう問題とも非常に深い関係がある。日本側にはつきり主権が確認されて、しかも、空の主権はつきりと回復されておるといふことの中には、日本國民のほとんど全部の希望でありませうから、こういうもの出現はつきり断わることができぬ。しかし、現状

においてはそういう格好になつていない。なるほど日本が一応委託したといふ形になつておるけれども、日本が委託せられたのです。これは、実情はそういう形になつておる。そういう格好で行政協定の実情を見ても、日本側が委託したといふ形でなしに、實際はそういう形をとられた。そういう格好で日本の空といふものはアメリカの支配下にあるといふ現状です。これはおおうことのできない事実です。當時からこれは明確にされておつた問題です。そういう点から考えますと、非常にこの問題やはり重要だと思ふのですが、しかし、これは行政協定の条文を読んでもそういう点は實際ないので、探してみたい。しかし、この領空権を日本が委託するといふ格好にはなつていない。それからこの取りきめはなつておると、この取りきめでは管理権、管理に對する取りきめといふのは、主権に對する取りきめといふのは、これはない。こういう点はどうなるんです。これは外交上のやはり非常に重要なポイントになつておるのだと思ふのです。けれども、この問題はどうかです。一體、はつきり日本政府は空の主権といふものは日本にあるのだ、しかし、あるといふことは認めるが、實際の運用の面においては、これはアメリカ側に委託してあるのだ、従つて、完全な主権の行使といふものはできないのだ、現在あなたたちはそういう形で日本の空の外交を進めておられるのかどうか。この点は、あなたは日米合同委員会の首席ださうであります、まあ最近かわられたのであります、どういふ一休考えをもつてアメリカ側に對

していただけるか。これは日本国民としてお聞きしたいですね、あなたたちの腹をお聞きしたい。ちよつとお伺いしたいのです。

○政府委員(森治樹君) 先ほど申し上げましたように、行政協定で特段の規定がなければ日本国が領空に対する主権を持つておる次第でございます。従いまして、たとえ行政協定第五条の飛行機が一國の領空を飛ぶ場合におきましては、その國の運輸当局の許可を得なければならぬことになっておるのであります。米軍の飛行機は行政協定第五条によつて、日本の飛行場に離着陸する権利を認められておるわけでございます。その限度におきましては、日本の領空に対する権利というのが制限を受けておるのであります。しかしながら、かくのごとき特段の規定がない限りにおいては、日本国が主権を持つておる、こういうことになっておるのであります。

○岩間正男君 もしもそういう関連にあるとすれば、なぜ一体入間川の米軍の航空管理のセンターの指示を仰がなければ、一体日本の航空機は運航できないのですか。あなたの今のような説明が正しいとすれば、なぜ、現状は違ふじやないですか。全部米軍の指揮を仰がなければ動かせないじやないですか。ジェット戦闘機が飛ぶにしろ、それを待機しなければならぬというものが日本の民間航空の実情ではないのですか。当然これは日本がそういう主権を持つて、そして米軍に、とにかく日本のあなたたちからいへば、日本の安全を守つてもらふ、そういう範囲内において米軍の出入を許しておる、

そして運輸当局の許可なしに出入することを許した、こういうよりな状態と、現状における空の支配の体制の現状というものは違ふのです。あなた方が今説明しておられるのと違ふのです。なぜ、そんなら現在入間川のセンターからすべての指示を仰ぎ、ここに連絡し、この許可なしに日本の空を飛行機が動くことができないか。一体その中心、その主権、権力はどこにあるか、そういう意味における権力はどこにあるか、このことを私は問題にしておるのであります。潜在主権がどこにあるか、あるはずになっておるといふ形の主権、つまり、いわば休止状態になっておる主権を私たちは問題にしていない。その点どうですか、その点の食い違いについて明確な答弁を求めたい。

○政府委員(森治樹君) 私の言葉が足りなかつたと思いますが、ただいま私は、日本の領空に対する権利は、行政協定で特段の規定がなければ日本国がこれを行使するということを示し、その制限の一つの例といたしまして、行政協定第五条の規定を申し上げたわけでございます。しかしながら、この日本側の領空権に対する制限というものは、ただ第五条で全部であるというわけではないのであります。ただいま御指摘のような問題は、第六条に基きまして、当時日本は航空交通管理に関する十分の体制を持たなかつた、二十七年当時においてはそういう体制を整備されていなかった、これを米軍に委託しておいた、しかしながら、日本の体制を整備するに従つて、これは日本側に移管されるということ、昨

年四月にすでに米軍側との間に合意が成立しておるのであります。漸次日本側にその航空管理に関する体制が歸つてきつた状態という状況でございます。

○岩間正男君 漸次歸つておると言いますが、それは管理権ですね。管理権と主権というものは一応分離して考えなければならぬと思つておるのですが、一応そういうふうな、米軍の七月まで入間川も日本に返還するといふような話はこの前航空局長さんから伺つたわけでありませうけれども、それなら安全に日本の空の支配、管理、こういうものは日本側の手にはつきり戻る、こういうふうな一休言うことが出来るかどうか、そういう段階でなくて、技術的な管理のいろいろな問題については、これは委託のなかがあつたやうであります。基本的な空の主権の問題については非常に不明瞭なんです。この点をほつきり今日明瞭にさせるということは非常に重要な段階に来ておると思つて、この点から実は質問申し上げておるのであります。この点についても明瞭なあなたの説明を伺いたい。

○政府委員(森治樹君) ただいま御指摘のようにたゞいま、昨年の四月にアメリカ側から管理の体制が移管されるという対象になつておりましたのは、航空交通管理に関する問題でございます。しかしながら、この領空に対する一般的な権利というものは、現在すでに日本が持つておるのであります。それが先ほどから申し上げておりましたように、米軍飛行機の離着陸の権利等は、行政協定で日本の領空主権というものがその限度において制約されておるといふ状況にあるのでありますか

ら、現在の体制というものは航空交通管理の面におきましては、漸次日本側のやり得る範囲が拡大していき、その他の面においては、すでに現在持つておる体制が保持されていく、こういうことになる次第でございます。

○岩間正男君 一応あなたの御答弁は形式的な答弁になつて実情とは必ずしも合つていないと思つておるのですが、日本に空の主権はあるんだ、従つて、あくまで日本はその主権を行使することが出来る、ただし、米軍との関係においてある種の制約があるといふことで、それが、そういう形になつていないので、私は、一つの入間川の例等をあげましても、そういう格好になつていない。また、われわれは過去に視察をした少い経験からありますけれども、まさきとさういふ姿を見たのです。空の支配というものは依然としてやはりアメリカがやつておる、こういう点から見たら、そういう根拠は、さらに今お話しになりますといふと第六条にある、「すべての非軍用及び軍用の航空交通管理及び通信の体系は、緊密に協調して発達を遂げるものとし、且つ、集団安全保障の利益を達成するために必要な程度に整合するものとする。」云々と、こういうようなことが規定されておるのであります。それが、私に、今のあなたの言葉がその通りだとするならば、日本の主権は、とにかく大幅に空の主権は日本側にあるんだと、こういうことになりまして、当然民間航空の平和的な発展、もう一つは、先ほど申しましたこの軍用機の脅威、ことに原爆搭載機が日本の空を飛んでるんじゃないか、こういうよりな不安に対して、国民が非常にこ

れに対して不安を持つておるわけですね。そうしますと、当然行政協定における第六条などという条文は、日本の主権を非常に制限する、当時からこれは非常に問題になつたんであります。これを、ほんとうに日本の空の主権を回復し、文字通り日本側のものにするために、もうすでにこういうよりな条文というものは死んでおると、こういうふうな解釈しなきゃならぬと思つて、日本の現状に合わない、こういうふうな解釈しなくちゃならぬ。従つて、当然これは外務当局としては、こういう問題について、アメリカ側と折衝をやらなきゃならぬと、こういう段階に私は来てると思つておるのですが、こういう点について、今までどういふ努力をされたか。日米合同委員会なり、あるいは日米会談の中において、外務当局としてはどういふよりな努力をされたか、この点何つておきたい。

○政府委員(森治樹君) 現在、行政協定第六条に基きまして、航空交通管理及び通信の体系等を米軍側に管理を委託しておるといふ体制は、一日も早く日本側に引き取りましてその限度において日本の領空主権といふものをより実体化していかなくちゃいけないといふので、昨年、わが方の体系の整備とともに、この体系を米軍側から返還を受くべく、日米間に合意を見ておる次第でございます。

○岩間正男君 その次にお聞きしたいんですが、それでは領空権が日本にはつきりあつて、そして管理の、現在管理権も大幅に日本に移譲されると、こういう事態が起つた場合に、私はここでお聞きしたいのは、たとえ原爆搭載機のようなものが日本に入るといふ

ら、現在の体制というものは航空交通管理の面におきましては、漸次日本側のやり得る範囲が拡大していき、その他の面においては、すでに現在持つておる体制が保持されていく、こういうことになる次第でございます。

ら、現在の体制というものは航空交通管理の面におきましては、漸次日本側のやり得る範囲が拡大していき、その他の面においては、すでに現在持つておる体制が保持されていく、こういうことになる次第でございます。

ことに對して、はっきりこれは断わることが出来るか、はっきりこの点を日本国民の意思として、明確にこれを貫徹することが出来るか、果してこれを断つたにしても、しかし、依然としてこの行政協定の条文が生きてる限りは、非常に困難な面があるんじゃないかというような点を考へるわけでありませうけれども、これは現に入つてくる、こういうものについて断わることが出来るのか。たとえば、今のうちに、来年の七月からとか入間川のセクターはこつちに返される、そして管理権も相当大幅に日本に移譲される、つまり、あなたたちからいへば、空の主権が日本に相当、実際の運用面においても大幅に確立される、こういう体制の中では、米軍のそういう体制について、はっきり平和の立場からこれを拒否することが出来るのか。

もう一つの問題は、民間航空の自由な大きな発展のために、絶えずやはり米軍の管理権とぶつかつてくることろがあると思ふ、現状においてもこれはやはりぶつかつておるんです。それから、もしも非常の事態が起つた場合に、非常にそういうものが今後発生するわけですね、そういうときに、日本ははっきりそういう態度をとつて、アメリカ側のそれに対する抵抗を排除することが出来るのか、はっきり日本側の主張というものを貫徹することが出来るのか、そういう体制にたとへば来年の七月からなるのかどうか、こういう点について、あなた方どういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(森治樹君) 後段の問題は、あるいは運輸当局からお答え願うた方が至当かと存じますが、まず前段

の、日本は原爆搭載機を拒否し得るやという御質問でございますが、この問題につきましては、二つの問題がただいまの御質問には含まれておるやうに拝察いたします。第一には、米軍の飛行機は、それでは日本の領空をパトロールし得るかという問題であつて、第二は、それが原爆を搭載し得るかという二つの問題。前者の米軍の飛行機が日本の領空をパトロールし得るかということは、これは行政協定に基きまして、当然パトロールし得るわけでございます。原爆を搭載し得るかという問題は、御質問になっておりますやうに、米軍の安条条約の運営というものは、日米間の協議でもつて進めていく、これが日米共同声明の精神である。しかし、日本国民の原爆の持ち込みを許さないということ、及び原水兵器に対する、核兵器に対する日本国民の気持というものは米軍は十分これを知つておるので、これを米軍が持ち込むというものは考えられないといふことを総理も申しておられるのであります。そういうことになりませうれば、事実問題として原爆を搭載して飛ぶということはないことになるのであります。その意味におきまして、前者の米軍の飛行機は、パトロールはし得るけれども、原爆を搭載してパトロールすることは、こういうことによる次第であります。

○岩間正男君 それは岸総理が答弁されたことで、われわれ聞いておるのではありませんが、それは希望の範囲で、そういうふうな協議すると言つたつて、今までの例から見ると、たとえば今

度原爆を積んであなたの方に参りますと、通告する義務はあるんですか。そういう義務でもあれば、必ず友好的な立場から、日本国民の意思を尊重してやるんだ、そういうことだつたら砂川の問題だつて、ジラード事件だつて起らない、沖繩の問題も起きない。日本国民の大多数の希望はどこにあるのか。沖繩返還の問題だつて、砂川の土地の問題だつて……。ところがそういうものは完全にじゅうりんされていくのが実情です。従つて、岸総理の希望の範囲で、岸さんの希望としては……。苦しいこれは答弁になつては……。もしも、一方で原爆搭載機が入つてならないという協定とか、それから原爆搭載機を日本の空に飛ばせる、原爆を日本に持ち込む、そういうふうな事柄のときに、当然それを通告する義務があるというふうなことがあつたら別ですが、そういうものは現在何もないんです。何の保障もない、条約上の保障は何一つない。単に道義的な希望の範囲にすぎない。そういうことで、しかも、今までの日本の空の管理権というものは、なかなかこれは完全に日本に戻つていない。そして入間川センターぐらいを返されただけで、完全に日本の領空権が日本に戻ると考へることは、とても甘い空想と思へない。これはアメリカの戦略体制、最近の彼らのいろいろの言明の中で、それから世界において彼らが今やつておる体制の中から考へて、日本だけにそれを緩和されるということはあり得ないと思へなければならぬ。そうすると、何の保障もない。保障のないこと

を、これをから手形みたいな国民の前に岸さんが話したという結果になる。あなた方はそのことをたてにして言つておられるが、そういう政治的な答弁は必要はないと思つて、そんなことは国民が判断しております。判断して非常に不安だから、またわれわれをしてこういう問題を今質問されておるのですから、これは国民の声なんです。そういう点でどうですか。外務当局として、果してそういうふうな手続上からこれを拒否するかどうかという事務的な面から答へていただきたいと思います。私たちは政治的な含みを、岸総理がどう答へたとか何とかということ、これは必要ありません。これはわれわれが判断します。こういう点でどうですか。あなたたちはこういう点の保障が、それから条文の裏づけがあるのかどうか、こういう点を伺いたたい。

○政府委員(森治樹君) この問題はきつめて政治的な問題でございます。条約上の根拠ということになりますと、昨年六月岸総理渡米の際に発表されました日米共同声明におきまして、米軍の日本における配備については、日本側と協議をする、で、岸総理もたびたび申しておられます。この配備の中には装備を含み、原水兵器というものは、核兵器といふものはこの装備である、従つて、この件については日米間の協議になる、しかし、協議を受けた場合には、自分はしばしば聲明しておるうちに、これを拒否する、ということでありまして、この日米共同声明によつて処理し得る、こう考へておる次第でございます。

を、これをから手形みたいな国民の前に岸さんが話したという結果になる。あなた方はそのことをたてにして言つておられるが、そういう政治的な答弁は必要はないと思つて、そんなことは国民が判断しております。判断して非常に不安だから、またわれわれをしてこういう問題を今質問されておるのですから、これは国民の声なんです。そういう点でどうですか。外務当局として、果してそういうふうな手続上からこれを拒否するかどうかという事務的な面から答へていただきたいと思います。私たちは政治的な含みを、岸総理がどう答へたとか何とかということ、これは必要ありません。これはわれわれが判断します。こういう点でどうですか。あなたたちはこういう点の保障が、それから条文の裏づけがあるのかどうか、こういう点を伺いたたい。

○岩間正男君 そのところを私たちが——これは何ですか、今の条文なんか、日米共同声明というものは、そういう拘束力というものを持つものかどうかが、これはまあ議論がございませうが、今の説明のように事態になつていないと思つて。たとえば、サイドワインダー一つをとつたつて、サイドワインダー持ち込みのときにはっきり拒否するんだと言つておつたのが、どういふ態度であつたか。日米合同委員会がどういふ態度をとつたか。むしろこれを押しつけられた、それをのまされた格好になつておる。だから、そんな説明をしたつて、これはあなたに岸さんのいろいろの委員会なんか話された言葉が根拠にして言われるのでありませうが、そういうことではやっぱりたよりにならぬ。現実には合致の点です。そんなことを言つたつて、なかなか承服できない。だから、もっと外務当局は、法的にどうなる、事務的に一体どういふ問題がある——そういう問題がどう打開するかと、それが、日本国民の世論と照らし合せて考へ、世論をほんとうに達成するという民主的な立場に立つならば、当然そういう態度をとらなくちゃならないと思つておる。ところが、どうも今の話では、岸総理のそういう答弁だけをたてにされておられますが、われわれは最初に断つたやうに、そういうものを求めたつてさつぱりこれは役に立たぬ。全然裏表のことを言つておるけれども、現実にはほとんどそういうことが進行している。だから

ら、国会答弁と言ふより教科書みたい
なものです。修身教科書みたいなことを
言っている。言っていることは全然
違つたことをやっている。そういうこ
とですから、これはここで論議したつ
てしよがない。ただ、外務当局とし
て、ほんとうにこれは国民の立場に立
つなら、私は当然そういう点で法制的
にも、それからそういう隘路について
も、もつと明確にされる必要があると
思う。先ほど来、実はこれは突然にあ
なたに質問をしたんで十分な準備をな
されなかつたのかも知れませんが、ど
うも行政協定の問題について法的根拠
をお伺いしたのですが、やっぱりもつ
とこういう総合的に、これこれこうい
う条文でこうなつてい、明確な行政
協定をたてに、それから問題によつて
は、合同委員会の分科会での取りきめ
はこうだ、そうしてこのところは今こ
ろは漏れているのだ、このところ
は、今の問題は、たとえば原爆の問題
は漏れるのだ、こういう点をもつと明
確にしてもらわないと困る。何かつじ
つまを合せて、そうしてここでの質問
について、そのところで防戦をされ
ているんでしようけれども、そういうこ
とだけでは非常に不十分ではないか。
われわれは非常に今の御答弁を聞いて
おりまして少しなりき感を感ずる。
これはどうもまかしておけないのでは
ないか。空の問題はこれは重大な問題で
す。ここにあなたも日米合同委員会の日
本側首席という重要な地位につ
いておられる。これは今後も安保委員
会の改廃の問題が論議をなされる。まあ
改廃をここでやるのだということには

なつてい、これは、実際はそう
でないことは明らかであります。サイド
ワインダー一つをとつても、それでな
くて、むしろ日米共同声明を保護推進
する機関に安保委員会はなつておると
いうような現状です。改廃の方向なん
か論議されていない。逆に使われてい
る。ですから、これもここで明らか
にしなければならぬ問題ですが、少く
ともあなたたちは、日本国民の側に立
つならば、日本国民の平和、それから
日本の民間航空の自由な、そうして大
きな発展を考へるなら、どうしたつて
この問題にぶつかると、必ずぶつかると。
現在の事態においては、これはそう明
瞭になつておりませんが、何か事象が
起つた場合には、必ずこれは抵触する
ということを考へる。そういう点から
どうしてもこの問題を明らかにする努
力をしないでい、やはりわれわれ
としましては、われわれの職責を全う
することができないという観点から質
問申し上げておるのであります。ど
うもきよりの段階においては、御答弁
は、私は非常に不十分だということを
認めざるを得ない。こういう問題につ
いては、岸総理並びに外務大臣にほん
とうは直接にこうい段階では答弁を
求める必要があると思つておる。
外務省の方に対する、森さんに対す
る質問は一応これで終わりますが、これ
と関連して、中村運輸大臣にお聞きし
ておきたいのですが、大体今のよう
な日本の空の事情、そういういわば米軍
の支配下にある、そういう管理下にあ
る、そういう中で認められる自由があ
るわけです。その自由の空間を実は日
本の民間航空は動いているのだとい
うことがほほ明らかになつたわけであ

る。これについて運輸大臣としては、
平和的な民間航空の発展から、やはり
困難においても政治的に努力をされな
ければならぬ。いやないか。いつ日本
の空が脅かされるかわからない。ジェッ
ト戦闘機一つ飛ぶために、民間航
空機のコースを変えなければならぬとい
う、時間を要しなければならぬとい
うのが日本の空の事情であります。こ
れは一つの端的な例にすぎない。これ
はいろいろな点で米軍の空軍との間に
関係が発生してくる。従つて、これは
明確に規定する必要がある。従つて、こ
れは少くともこの平和の立場に大きく
立つて、そうして今は世界の中で大き
く動いている平和共存の体制の中に、
日本民間航空をはつきり打ち立てると
いう努力なしでは真の発展はあり得な
い、こう考へておる。今アメリカから
許された自由、その許された自由、制限
された自由、そういう翼のもとにおけ
る小さい自由の中で、民間航空を確立
しようといつても、はかない努力に
なつてくるだらう。そういう点につ
いて、運輸大臣として、同時に岸内閣の
閣僚として、あなたの御見識を承わつ
ておきたいと思つておる。
○国務大臣(中村三之丞君) 領空権の
問題、行政協定に関する問題、これは
外務当局より御答弁せられた通りであ
ります。しかし、われわれは民間航空
の発展というものは、これは運輸省と
して念願をし、また、そういうふう
に推進していかねばなりません。
従つて、今後航空交通管制も漸次日本
の手に移るようになつておることをわれ
れは希望いたしておるのであります。
また、先ほど外務当局から御答弁せられ
ましたように、一九五九年七月引き継

ぐというセンター、ビルマ東京空路
の航空交通管制局、センターといわれ
ておりますが、これに引き継ぐとい
うことには、漸次われわれは努力しな
ければならぬ。しかし問題は、これに
つきましては、やはり日本がだんだん
引き継いでいくことになつてい
ると、技術者の養成あるいは飛行場の
完備といふようなこともやらなければ
ならぬのでございまして、これは相当
時日のかかることは御了承願わな
ければならぬのであります。われ
れはかくして航空交通規則というも
のが日本の手において動かされる、そ
うして民間航空の発展に資するとい
うことの方に努力することは申すま
でもないこととございまして。
○岩間正男君 私具体的にお聞きし
たいのであります。これはぜひ大臣
も御検討いただきたいと思つておる
が、行政協定第三条の二項、これは
「合衆国は、前記の権利、権力及び機能
を、日本国の領域への、領域からの又
は領域内の航海、航空、通信又は陸上
交通を不必要に妨げような方法に
よつては行使しないことに同意する。」
という一応規定はございまして。で
すが、これについてどういふふう
に民間航空の自主権を確立するの
かという問題が一つであります。し
かし、その言つておられるが、第六
条の第一項に「すべての非軍用及び
軍用の航空交通管理に及ぶ通信の
体系は、緊密に協調して発達を
図るものとし、且つ、集団安全保
障の利益を達成するため必要な程
度に整合するものとする。」、こ
ういふ限りにおきましては、日本の民間航

空といふものは、自由に平和でそのよ
うな領域を完全に確保するといふこと
は困難なんじやないか。絶えずやっ
ぱり米軍の制約を受けざるを得ない。
第六条の第一項の規定により、絶えず集
団安全保障のために整合しなくちゃ
ならない、話し合わなければならぬ、
そうして協調してやつていかなければ
ならない、そういうことになつてい
ると、絶えず制約を受けるわけだ。
一方においては、不必要な妨害をし
ないよう運用しなければならぬとい
言つていますが、この必要の限界な
どについても非常に不明瞭でござい
ます。こゝまでは米軍が必要なんだ、
だから、お前の方は下つてい、と
言われればそれまでです。不必要など
という言葉があるいは不必要だつたか
もしれぬ。全くわからぬです、こ
ういふ言葉は、ですから、一応つ
じつに言つておるのですが、ど
うも第六條の方がほんとうに現
実においては生かされておる、
そういう点がある。従つて、
ほんとうに民間航空の完全な
発展、それからその自由平和的
発展、そういうものをほんとうに
願うならば、私は運輸大臣も
国務大臣として、このよう
なことは真にあなたが今申
されたことを、譲つてある
施策を遂行することができ
ないのか、この点について
お考へ、いかがでござい
ましたか。
○国務大臣(中村三之丞君) 撤
廃の問題は、これは私が今こ
こで申し上げることは避け
たいと思つておる。しかしな
がら、われわれといつた
まは、さつき申したごとく、
センターが返還される
といふことになつて参ります

らば、漸次航空交通管制は運輸省においてこれを取り扱っていかねばならぬから、これによつて私は民間航空の将来の発展の端緒は開かれてくるものと思ひます。ただ、繰り返して申しますが、操縦士の養成とか、あるいは技術員の養成、なかなかこれが一朝一夕にはできませんので、多少の間もかかるというところもこれは御了承を願わなければならぬのであります。

○岩間正男君 日本空の軍事的要素、こういうものをやはり扱拭する方向に日本の世論は動いておると思ひます。ことに今のアメリカの戦略体制の翼のもとにおびえておる日本国民の平和への願ひというものを考えてみると、これは非常に重大な問題じゃないか。そしてまた、このことの関連なしに、私は真に民間航空の平和的發展は望まれない、こういう点からこれを私は御質問を申し上げておるのであります。それに對する大臣の御答弁は、やはり少し足りないのじやないか、十分じゃない。運輸大臣として、また岸内閣の閣僚として、一体どういうふうなそのところを努力されているか。岸総理がそういう態度を表明されておるから、それについて言えないという点もあるいはあるかもしれません。しかし、閣僚として、ことに民間航空をほんとうに拡大發展し、自由で平和的なものに大きく前進させる、こういうことをお考えになるのだつたら、この立場からやはり現在の隘路というものを打ち破つていくという努力をされるのが運輸大臣のこれはお仕事の大きな一つの目標になるんじゃないかというふうな考へるわけですが、私はこのことを希望しておきます。

最後に、これと関連しまして二つの問題を聞きたいのですが、一つの問題は、この日ソ、日中の航空路がまだに開設されていない。これにつきましても、この前航空局長さんの話を聞きますと、まあソビエトも中国も國際航空協定に入っていない、それからもう一つは、日本の利益という立場から考へなければならぬ、この二つの面から、この問題をまだ日程に上せるその段階には至っていない、こういうお話であつたのであります。しかし、まあ今大きく動いておる世界の平和共存の体制、あるいはまた最近の日ソの国交回復、さらに通商協定の締結、こういう事態を考へますと、これはもう今日の課題にはつきりなつておるのだ、この問題をほんとうに今日検討する段階がもう明白に來ているのだ、こういうふうな考へますが、こういう問題についての見解はどういうふうにお持ちになつておられるか、お伺いします。

○國務大臣(中村三之丞君) 航空局長が先日お答えをされたと思ひますが、やはり兩國とも國際民間航空のあの大きな機構の中にも入つておりません。しかし、ソ連とはこれは今後航空協定を結ぶことができずならば——できらぬらうと思ひますが、これも航空上の利益を保持するということが私は必要である、つまり航空上におけるところの、中共あるいはソ連に、よくいわれるところの平等互惠でなければならぬ、かりにハバロフスクまで日本の飛行機が行くにしても、それからシベリアはいかぬということになりますれば、これは平等互惠ではございませぬ。羽田からモスクワに行く、向うか

らもモスクワから羽田に來るといふならば、これは話がわかるのでございまして、この航空上における利益が激減いたしませんならば、平等互惠ということにつきましても、われわれといたしまして、その態度を堅持しなければならぬと思ひます。それから中国につきましても、中国の國際航空上の重要な地位はこれも十分了承をいたしておるのであります。ただ、中国との間にはなかなかまだ情報もわからぬのです。これは彼らが國際民間航空機構の中に入つておりませんから、どういふ交通管制をやつておられるのか、どういふ飛行機を使つておられるのか、こういうような技術的な面をまず第一に調べ、その情報を交換していくということになります。私は特に中共に對しては、今後通商がなされる、こういうことになりまします。人もまたほんばんにならざるでございましょう。今香港に行つてそれから一晩泊つて杭州に汽車で行つて、また杭州で泊つて北京へ行くというふうな、そんなことよりも、あるいは福岡から直ちに上海、北京へ行けるというふうな、そういう航空路が開かれて参りますならば、日本と中国との通商の上におきましても、大いに開かれる道はあると思ひますが、そういう点には重大な関心を持つております。具体的問題になりますと、相当のそういういろいろな問題を解決し、また障害を排除していかねばならぬというふうなことは考へておるのでございまして、御趣旨につきましても、これは私はほかの委員会でも申しておりますごとく、中ソとの間にそういう航空路が開かれることを私は考へ

て、また希望を持つておりますが、何分まだ潮どきを一つ考へていかねばならぬと、こういうふうには思ひます。最近レニングラード交響楽団がジェット旅客機に乗つてくる、これについて羽田に乗り入れさせてもらいたいということが、今外務省との話もございまして、運輸省におきましても検討いたしました結果、まあ円満に、私どもはそういうふうな希望をいたしておりますが、こういうふうな問題が本年から出てきて、兩國の間次第にそういう道が開かれてくるならば私は幸ひであると思つております。

○高寛とみ君 関連して、今、運輸大臣からお話を伺つて、よく御趣旨がわかつたのです。ところが、その羽田の飛行場は拡張しないと大型のジェット飛行機は入らないように何つておつたのですが、さうそくにレニングラード交響楽団を乗せたソビエトのスピードのある航空機が入るのに、今の羽田の施設で十分なのでございませぬか、その点伺いたい。

○政府委員(林坦君) 一九五九年ないし六〇年、六一年ころに出で参りますいわゆる大型の旅客ジェット機につきましても、現在の羽田空港は、常時いつでも離着陸できるという状態ではございませぬ。このたびのソビエトのジェット旅客機は双発でございまして、かつ、滑走距離も短かくて済みます。現在の羽田で間に合つておると思います。

するとところによりますと、申し込みをしてから一年近くも決定がとられなかつたことがあります。今後、こういうソビエトの飛行機を入れることは、向うからこれを要望してきました場合に、インド航空の例から考へましても、日印の外交上の善隣關係が開拓されて、後にも、時間をかけて許可になつたというところから考へますと、ソビエトと日本の國交の善隣關係もまた開拓を要するでせう。けれども、技術的な面でも長引かずに協定に到達する可能性が考へられるのか。あるいはインドの場合も政治的な要素を含んで御取捨をなさるのかどうか、その点、運輸省としての御意見伺いたいと思つて、インドの遅延した理由もついでに伺つておきたい。

○政府委員(林坦君) インドの問題につきましても、私、今ちよつと詳細にここで存じておりませんので、どういふ理由でおそくなつたか存じませぬが、いろいろ話が出ましても、それに関連して技術上の問題もあり、また、いろいろほかの國との協定をやつておりましたりなどいたしますと、こちらでそれを担当する者が実は非常に少ないものでございまして、ほかの國との協定の都合上、どうしてもやむを得ず時期を延ばして、協定の時期を先にすることができないと、こういうふうな場合もたびたびございまして、これはもちろん専門家を大ぜい養成しておけばよろしいのでございまして、なかなか航空協定となりますと、技術上の問題、また航空に関するいろいろな法律上の問題にしましても、あまり多く専門家がおりませぬために、そういうことになつておそくなつておる場合もございまして。

○市川房枝君 航空法は民間航空機の航行の安全と発展をはかることがおもな目的となっております。従つて、操縦士とか航空士とか、機関士等の技能証明なんかについては詳細な規定があるわけですが、しかし、客室乗務員であります。主としてステューワーデスであります。しかも、規定がないようでありまして、しかし、航行の安全及び発展については、ステューワーデスの役割もある程度私はあると思うのですが、大臣はステューワーデスについてどういふうにお考えをいただいておりますか、伺いたいと思つております。

○國務大臣(中村三之丞君) まあ正面の規則からいいますと、今航空局長の話によりますと、労働基準法の問題になるのですが、しかし、このステューワーデスの養成というものは、これはやっぱりその航空会社でやっていたらいいというところは必要であります。また現に日本航空はやつておるようでございます。昨年、昨年の雲仙でございますが、非常に沈着な行動をステューワーデスがいたしました。まあ私は僭越でございますが、表彰などもいたしまして、感謝の意を表しましたが、ステューワーデスの養成、その訓練等につきまして、私は、私は日本航空会社などに十分やつてもらつたように指示していきたい、やはりサービスでございますから、これはことに国際線において一そり必要であらうと思つております。この点は航空会社を奮励いたしまして、十分日本のステューワーデスが世界的に非常に評判がいい、また事実よくやる、こういうふうに指示していきたいと、また努力いたしたいと思つております。

○市川房枝君 日本航空会社は盛んにサービスの向上を宣伝しておいでになり、その結果、このごろ日本航空の業績もだいぶ上つて、株の値段も上つておるようでありまして、しかし、ステューワーデスのサービスということになりまして、あの人たちのまあ労働条件といふものが、が問題になつてくる。非常に疲れてしまつてふらふらになつておるのじゃ、サービスも何もできないのであります。あるいは今大臣のお話になりました雲仙号のときのステューワーデスの乗客に対する避難のときの態度といふものが、それは大へんよかつたとおほめにあつたのですが、しかし、それもやはりステューワーデスが疲れていたのでできない。そのステューワーデスがほんとうに、いわゆる今大臣のお話のありましたような点について十分働けるということについては、今申しましたその労働条件が問題ですが、それで、これはまあ私ちよつと知つておる人がありまして、本委員会が航空法が審議されるに際して、実はその労働状態を聞いてみたのであります。今まで私もそのステューワーデスの非常に派手な方面だけを新聞その他で見つておりました。そうして俸給も相当いいらしい、ずいぶん若い女の人たちの一つのあつた。その職業であるというふうな感じが持つておりましたが、私が調べましたところでは、非常に、最近といふところでは、二、三年來労働強化になつておる、みんな非常に疲れておるのだというふうな状態を聞いたのであります。それが、そういう労働状態は、これは運輸省は関係はない、それは労働省の關係なんだと、こういうことになり

からでもけつこうですが、伺いたいと思つております。

○政府委員(林坦君) ただいまお話のございました通り、ステューワーデスの他の職員は労働省の管轄でございます。私どもの方は直接的ではございませんが、やはりステューワーデスの乗務状況その他につきましては、われわれも関心を持つておる。従つて、常にいろいろとその労働が強化になりはせぬかということについては考へておるのであります。日本航空その他に対しても、それらについてときどき指示を与えたりなどいたしております。現実にはステューワーデスの勤務時間、だいたい労働強化になつていはいせぬかというお話でございますが、もちろん仕事の性質上、比較的にこの勤務時間が普通の勤務のようになつたとせば一日に何時間というふうな非常に区切つて勤務するのでなくて、ときによつてそれを少し延ばしてやらなければならぬという場合がございませぬ。関係上、疲れることはもちろん疲れる場合があるのでもございますが、とにかくこの勤務につきましては、大体一カ月の乗る乗務の時間は百時間程度を限度とするというふうに会社の勤務の規則ではきめておられます。現実には、もちろんそれを連続して乗るような場合には、勤務表の作成に当りまして、それが、たとえば十二時間をこえないように勤務表を作成するとか、あるいは長距離の国際線その他に乗るような場合には、複式にいたしました。今申しましたように時間によつてこれを交代をさせるというふうなことも、もちろん考へてやつておられます。何とい

たしまして、婦人でございます関係

上、やはり疲れるという場合はもちろんあるでございませぬが、十分休息等についても心を配るようにはいたしまして、その辺の問題については、ますます現在のところ、病氣のために服務にたえられないといったようなことは、ほとんどございませぬ。これは日航だけの問題でございませぬが、かつて一度、九州くらいで盲腸炎を起したというふうなことがあるくらいでございまして、あまり勤務の關係で病氣になるといったような事例はまだないのでございませぬ。

○市川房枝君 航空局長さんでいらつしやいますか。――まあ労働強化にはなつていない、十分に休憩といふか、あるいは休日なり何なりを与えて、いろいろお話なんです。私の聞いておるのとはだいぶ違ふんです。航空会社の方の勤務担当の方ももちろんおいでになります。これは監督は、さつき申しました通りもちろん労働省、直接には労働基準局が監督するわけですが、何んでも直接応待に出た方が、一体ステューワーデスにも労働基準法の適用がありますかというふうな――そういう点も御存じでなかつたということもありまして、まあ労働基準法からいへば、深夜業だけは例外が認められておられます。ですから、それは国際航空で夜も乗つておることは、これは認められておるわけなんです。それが、それに關連してのいわゆる休憩時間とか、今の交代者に乗せるというふうなダブル何とかといふんですか、というふうなこともあるいはあるらしいんですが、一体地上で休むといふときと、航空機の運航している間で休むんじや、

ほんとうに休んだことにならないのじやないか。ことに最近は大へん御繁盛で、乗客も満員といふんです。お乗せになるんです。そうすると、ステューワーデスのすわる所がないといふか、結局おるとき、上るときに皆ベルトをする、ベルトの数は乗せられる。ステューワーデスはときによつてははばかりの中で休むといふようなこともあるんです。それから夜なんかも、ほとんど寝られないといふんですか、これはお客の方も寝られないこともありますが、しかし、交代してやつたつて、機上でやつぱり休めないといふふうな状態、あるいは機上に乗つておる、機上での勤務時間というものは、これは地上における勤務時間とだいぶ違ふ。結局今の労働基準法そのものにつきましても、そういうふうな業態があまりなかつた時代に考へられておるので、やはり労働時間八時間というものが、地上の労働と同じことに考へられておるんです。何でも、航空医学の方の意見であります。機上の生活を一年生活すると三年ぐらゐ年をとつちゃうといふようなことをいわれておるというのを聞き

ますが、機上における労働条件といふものを單なる機械的なものに考へないで一つ考へていただきたい。それで休みなんかも、毎週一日あることになつておられます。しかし、四週について四日でもよろしいと基準法できめておられます。しかし、その四日は、その月の中で四日間とらなければならぬ、こういうことにきめられておるのに、だんだん休みが繰り越してなつておられて、たとえば一月の休みの人がやつとで三月になつてとれたとか、だ

んだん繰り越して先へやつて、結局休んでいないのです。それは私スチュワーデスの乗員の人数が今の航空機の数に比較して少い、足りないのではないかと、足りないことはいえるのではないかと、思うのですが、そういう規定なんかは、実際はどこにも規定がないわけですね。こういう状態、それから生理休暇なんかでもやはり事務的な、地上で事務的な仕事をやっていると違つて、航空機なんかでは非常に苦痛を感じる場合が多いというわけです。これは交通労働者の場合、婦人労働者の場合にもやはり同じことがいわれるのであります。ところが、航空会社は生理休暇の希望を出しても、許してくれないといふか、認めない。これは明らかに労働基準法違反でございませぬ。もしも婦人労働者が要求したときには与えなければならぬという規定があつたはずなんです。そういう点も実は聞いておられます。それからサービスとして、会社は日本服をお着せになる、これは外国のお客にしても、見たところいいのですけれども、しかし、スチュワーデス自身からいへば、そういう服装のときに、もしも事故があつたならば、やっぱり活動できない、非常にその点が心配だといふか、あまり望んではいないらしいのですけれども、そのスチュワーデスに服装をかえさせて、そしてサービスをさせるといふようなことをやっておいでになるよりですけれども、こういう点も一体どうなのか。それから労働状態を言いますとまだたくさんありますが、賃金も私ども聞くと、あまりよくないし、たとえ夜間に対する夜間手当なんていうものはつきり出ていない。乗務

手当なんていうものも、一時間にして幾らとあるようですが、夜間手当、いわゆる深夜業に対する手当は、やはり基準法で二五%と、ちゃんときめてあるので、それも実際実施しておいでになるかどうか、ちょっとはつきりしないのであります。あるいはスチュワーデスの停年制を三十とおきめになつて、それから結婚したらやめる、やめなければならぬ、こういうことになつて、あるいはありますが、外国の飛行機会社についてはみまると、もちろん就職のときには独身の者ということが採用条件になつて、ところが多いのであります。しかし、途中で結婚しても、その理由でやめさせられることとは、それから、そういう停年制なんかはないのだということでありまうが、日本航空は三十、三十といふと、ちょっともう結婚適齢に少しおくれしてしまつてゐるのですが、そういう人たちは三十になるとやめなければならぬ。やめて、それから結婚するといふわけにもいきませぬし、非常に私はこれは不親切な規定だと思つて、そういう点、なおいろいろありますが、これは私は労働省の方の政府委員でも来ていただいて伺つた方がいいかもしれませんが、きょうは一応運輸省当局の私は注意を喚起するといひますが、そういう点も私は注意を払つて下さらなければ、国際航空といひますか、民間航空の安全、あるいは発展はできない。今のところスチュワーデスのそういう労働状態なんていうものは、表向きにはあまり実には知らされてないのです。いないのです。もしこれがよくないといふことが私ははつきりしたら、希望者は少くなるし、あ

るいは日本の飛行機はそういう点でこのサービスを幾らしようと思つたつてよくできないといふことになれば、その点で私は国際競争から置いてきぼりを食ふことにならぬのじゃないかと思つて、これは一つ私の希望として申し上げておきます。あとまた適当な機会にこの問題をもう少しほかの委員の方々も御参加いただいて御研究をお願いしたいと思つておられます。

○政府委員(林恒吉) スチュワーデスの問題につきまして、非常に御心配いただきましてまことにありがたいのでございませぬが、日本航空の場合は、乗務員組合が非常に強力でございまして、従つて、勤務条件等については、明確に定められておられます。従つて、それが厳守されているのが実情であらうと私は信じております。また、スチュワーデスが席がなく便所にいたりといふようなお話もございました。このことでは、私はそういうことはあり得ないことであると考えておりますが、よく調べてみます。また機上で交代勤務をする場合には、大体機上の場所がきめてあるはずでございませぬ。その他、今お話のございました休日等につきましては、もちろん休日、日曜日と国民の祝日はそれぞれございませぬし、そのほか年末年始は七日間、それから会社の創立記念日、これが一日ございませぬ。もちろんこれらにつきましては、交代勤務の関係上、お話のございましたように振りかえておつておられます。係上、ある人の場合はちよつとそのすぐ前に休みをとつたような場合には、あとに回つて相当先になるという場合もあり得るかと思つて、一応休日の数等については、そう不満足

なものではないと存じております。また生理休暇を与えないといふようなことを言われましたが、この生理の問題につきましては非常に気を使つておられます。この編成をいたします場合に、生理関係で乗れないものは申し出ることになつておる、それを避けて編成するように大体やつておるはずでございませぬ。もちろんそういうことがございませぬ。私どもの方でもよく注意するつもりでございませぬ。それからまあ和服の問題につきましてお話がございました。もちろんこれについては、いろいろ御意見のあることは私ども聞いておりました。ああいうことをするのがいいのか、あるいはさういふところまでやるのはどうかといふ点もございませぬが、一応まあ日本の和服を着ましたそのスチュワーデスの場合は非常にまあ外人のお客等にも珍しがられ、また喜ばれるといふような点もございませぬ。営業の面からさういふことをやらしておるのでございませぬが、御意見のございませぬ。よくまたわれわれの方も考えてみることにいたします。なお、停年とか、結婚をしたらやめるとか、結婚生活等と必ずしも要するに家庭をあけておる場合が多い関係もございませぬ。またいろいろの関係から、スチュワーデスとしては必ずしも結婚した婦人は適当でない場合もございませぬ。これはまあ停年とかあるいは結婚したらやめるといふお話でございませぬが、もちろんこれは職業を離れるという意味ではございませぬので、乗務に服しないといふことだけでございませぬ。ただ、現実には

だ仕事を始めてからわずか五年ほどでございませぬ関係もあつて、さういふところまでいっておらぬのでございませぬが、もちろん結婚したらやめるというのには、スチュワーデスとしての乗務はしない、こういうまあ規則になつておられます。

○市川勇枝君 今、航空局長から強力な組合があつて、組合の方でやつておるのだといふお話で、なるほどあそこには組合があるようございませぬけれども、まあ私が聞いたところによりますと、その地上の業務に従事の方が多いためでありまして、機上には特別な操縦士とか機師といふ、そういう人以外にはスチュワーデスだけです。スチュワーデスだけの組合の一つの分会といふようなものがないので、なかなかスチュワーデスの問題が組合の問題として取り上げられないといふか、もう一つは、これは何といひませぬか、一般社会がスチュワーデスに対して持つておる感じと同じように、非常に派手でそれで非常に月給もいひいひだ、外国へも行つてこれなのだといふような多少感情的な問題もあるやに聞くと、さういふ点でもスチュワーデスの問題が強力に組合として取り上げられるところまでいひいひないのではありません。これは組合自身も考えていただかなければならぬと思つて、けれども、ただ組合があるから、組合の方との話の上で現在の労働状態が行われておるのだといふふうにお考えになりますと、それは違つて私は思ひましたので、ちよつと申し上げませぬ。

○榮谷要君 航空局長は何か日航の代弁者のようなことを言つておられるけれども、さういふことはいひけない。

今、市川先生から貴重な意見を提供されたのは、現実には直商しての問題です。あなたは勤務日報でも調べて十分準備をしておきなさい。次回にこの問題は取り上げて行きます。きょうはこれで航空法を上げなくちゃいかぬから、一応打ち切りにして、この問題は十分に後日討議しなければならぬ。十分資料を整えておきなさい。そうしてかくあるだろうと、そういう想定ではだめだ、だから、こういうものを指摘されたら、そういう事実があるかないかということを引きつとあなたの方で調べておきなさい。しかも、今のような場合には、真鍮にあなたが指示してみたって実際にやらなければ何にもならない。自後、そういう問題を十分あなたの方で研究されて資料を集めて用意しておいて下さい。

続けてですが、質疑も終わったようです。本問題についての議事進行を一つ願いたいと思います。

○委員長(天田勝正君) 承知いたしました。

それでは各委員の御質疑のうち、不満足な点もあろうかと思いますが、それらは運輸事情等の調査の場合にさらに御質疑等を願うことにいたしました。本法案の審議に当たっての御質疑はこの程度で打ち切りたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(天田勝正君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いします。——別に御発言もないようですが、討論

は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(天田勝正君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。航空法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の御挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(天田勝正君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもつて、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第百四条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成その他の手続につきましては、慣例により委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(天田勝正君) 御異議ないと認めます。よってさよう決定いたしました。

なお、報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますから、本案を可とされた方は、順次御署名を願います。

多数意見者署名
成田 一郎 江藤 智
三木與吉郎 植竹 春彦
中村 正雄 大倉 精一
柴谷 要 岩間 正男
市川 房枝 高良 とみ

○委員長(天田勝正君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時十九分散会